

第 1 号 様 式 （ 第 4 条 関 係 ）

政策会議案件書（審議案件）

令和 5 年 8 月 7 日 提出

案 件 担 当 部 課 等	政策部政策課
案 件 名 称	三浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の基本方針について
部 門 経 営 部 会 議 審 議 し た 日	—
資 料 の 有 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
審 議 依 頼 事 項	三浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の基本方針を別紙のとおり決定することについて
現 状 と 課 題	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置については、生活保護法に準じる事務となっていることから、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の適用対象外である。 外国人の生活保護の事務において個人番号を利用するためには、条例に規定する必要がある。
案 件 担 当 部 課 等 の 見 解	別紙、基本方針のとおり三浦市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正することとしたい。 審議決定後は、令和 5 年第 3 回三浦市議会定例会に議案として提出することとしたい。
総 合 計 画 及 び 予 算 と の 関 係	大綱 4 計画の推進に向けて 目標 3 機動力のある市役所づくり 施策 1 業務の効率化
備 考	説明員 矢尾板政策課長 山本福祉課 G L